

確認検査基本手数料一覧表

2025.10.1

■建築物及び工作物である自動車車庫の確認検査基本手数料(消費税非課税)

別表第0-1等で算定する床面積		確認				中間検査				仮使用認定		完了検査			
		区分番号				区分番号				住宅等	住宅等以外の建築物	区分番号			
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分1	区分2	区分3	区分4			区分1	区分2	区分3	区分4
(1)	100㎡以内	46,000円	57,000円	93,000円	93,000円	48,000円	53,000円	53,000円	53,000円	72,000円	75,000円	53,000円	59,000円	60,000円	62,000円
(2)	100㎡超 200㎡以内	58,000円	76,000円	100,000円	100,000円	55,000円	61,000円	68,000円	72,000円	87,000円	94,000円	59,000円	70,000円	72,000円	78,000円
(3)	200㎡超 500㎡以内	83,000円	96,000円	133,000円	133,000円	73,000円	90,000円	91,000円	93,000円	117,000円	125,000円	87,000円	96,000円	97,000円	104,000円
(4)	500㎡超 1,000㎡以内	135,000円	140,000円	164,000円	182,000円	97,000円	97,000円	121,000円	121,000円	179,000円	196,000円	108,000円	118,000円	149,000円	163,000円
(5)	1,000㎡超 2,000㎡以内	183,000円	200,000円	245,000円	278,000円	133,000円	133,000円	184,000円	184,000円	231,000円	244,000円	150,000円	159,000円	192,000円	203,000円
(6)	2,000㎡超 3,000㎡以内	201,000円	248,000円	318,000円	341,000円	191,000円	191,000円	238,000円	238,000円	328,000円	334,000円	191,000円	233,000円	273,000円	278,000円
(7)	3,000㎡超 4,000㎡以内	241,000円	292,000円	383,000円	427,000円	225,000円	225,000円	281,000円	281,000円	356,000円	381,000円	225,000円	261,000円	296,000円	317,000円
(8)	4,000㎡超 5,000㎡以内	283,000円	353,000円	446,000円	499,000円	259,000円	259,000円	322,000円	322,000円	380,000円	407,000円	259,000円	271,000円	316,000円	339,000円
(9)	5,000㎡超 6,000㎡以内	—	—	502,000円	548,000円	—	—	364,000円	364,000円	431,000円	466,000円	—	—	359,000円	388,000円
(10)	6,000㎡超 8,000㎡以内	—	—	545,000円	609,000円	—	—	405,000円	405,000円	486,000円	510,000円	—	—	405,000円	425,000円
(11)	8,000㎡超 10,000㎡以内	—	—	575,000円	644,000円	—	—	437,000円	437,000円	532,000円	558,000円	—	—	443,000円	465,000円

■建築設備の確認検査基本手数料(消費税非課税)

区分			確認	計画変更(※2)		仮使用認定	完了検査
				直前の確認			
				センター	他機関等		
(1)	建築設備	型式部材等製造者認証を受けたエレベーター等	27,000円	17,000円	27,000円	38,000円	32,000円
(2)		(1)以外のエレベーター等	54,000円	34,000円	54,000円	76,000円	64,000円

■工作物(※1)の確認検査基本手数料(消費税非課税)

区分			確認	計画変更(※2)		仮使用認定	完了検査
				直前の確認			
				センター	他機関等		
擁壁、広告塔、鉄塔(共通)			72,000円	60,000円	72,000円		84,000円

※1 工作物である自動車車庫を除く。60m超の鉄柱等、20m超の広告塔等、5m超の擁壁、上表以外の工作物は別途見積もり

※2 併願申請において、計画変更時に新たに建築設備・工作物を設置する場合、確認の金額を適用する

※3 住宅等とは、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の用途(以下「住宅等の用途」という。)に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上、かつ、住宅等の用途以外の用途に供する部分の床面積が200㎡以下であるものをいう

又、住宅等に付属する建築物(カーポート等)を含むものとする。

■区分番号

区分番号	建築物の内容
	次のいずれかに該当する建築物
区分1	(1) 法第6条の4第1項第3号に該当する建築物(住宅等)で、構造計算等を要しない建築物 (2) 法第68条の11第1項の型式部材等製造者の認証を受けた建築物
区分2	(1) 法第6条の4第1項第3号に該当する建築物(住宅等以外)で、構造計算等を要しない建築物 (2) 法第68条の10の型式適合認定を受けている建築物で、同一の構法において法第68条の11第1項の認証を受けていないもの
区分3	住宅等(※3)で、区分1、区分2以外の建築物
区分4	住宅等以外でかつ、区分1、区分2以外の建築物

■減額・増額要件

・減額要件は、手数料規程別表第0-4による

・増額要件は、手数料規程別表第1-2、同別表第2-2、同別表第3-2、同別表第4-2、同別表第5-2、同別表第6-2及び同別表第9による
・センターが必要と認める場合に増額できる手数料は、手数料規程別表第8による

■その他

・センターが定める届出手数料は、手数料規程別表第7による
・各表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする
・各表中の使用用語の定義は、手数料規程別表第10に定めるところによる
・詳細については、手数料規程による

注意：表中の「手数料規程」とは西日本住宅評価センター確認検査業務手数料規程をいう